

# 令和7年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金給付要綱

令和7年3月13日 子ども未来局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金（以下「支援金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援金は、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂が、安定的に活動を継続できるよう支援することによって、子どもが安心して過ごすことができる居場所を維持することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における子ども食堂とは、広く地域の子どもの受け入れ、無料または低廉で食事の提供を行うものをいう。

(給付対象事業)

第4条 支援金の給付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市内で実施されている子ども食堂であること
- (2) 主な利用者が18歳未満の地域の子どものとその保護者であること
- (3) 子どもの利用者負担が無料又は低廉であること
- (4) 原則、2か月に1回以上開催していること
- (5) 令和7年度中に継続して事業を実施すること（第7条による支援金の給付申請後に開始した事業も含む。）
- (6) 食事の提供に当たっては、次に掲げる事項を実施していること

ア 厚生労働省が発信している「子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意するとともに、子どもの食物アレルギーの有無等についても必要な配慮を行っていること

イ 子ども食堂開設時又は支援金申請前に、札幌市保健所又は各区保健センターに衛生管理に関する相談を行い、必要な助言・指導を受けること

- (7) 開催時に常駐の責任者を配置し、子どもの様子を見守るとともに、感染症等対策及び利用者の安全管理に十分配慮していること
- (8) 営利を目的とした事業ではないこと
- (9) 宗教又は政治活動を目的としていないこと

(給付対象団体)

第5条 支援金の給付対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 札幌市内で子ども食堂を運営している団体であること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体ではないこと
- (3) 宗教活動、政治活動を行う団体ではないこと
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、1事業につき、次の表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で市長が定める額とする。なお、同一の団体が複数の子ども食堂を運営する場合で、サービス提供が一体的になされていないとみなされるものは、別の事業として取り扱う。

| 開催頻度             | 支援金の額     | 要件                                          |
|------------------|-----------|---------------------------------------------|
| 1 か月から 2 か月に 1 回 | 50,000 円  | ・ 支援金は給付対象事業のみに使用すること<br>・ 令和7年度中に全額を使用すること |
| 1 か月に 2 回以上      | 100,000 円 |                                             |

(支援金の給付申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする団体は、別に定める申請期間に、次の各号の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 令和7年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金給付申請書兼口座振替申出書（様式第1号）

- (2) 令和 7 年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金事業概要書（様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（給付決定）

第 8 条 市長は、前条による給付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の給付及び給付額、又は不給付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときには、令和 7 年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金給付決定通知書（様式第 3 号）により通知するとともに、速やかに支援金を給付するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により不給付の決定をしたときには、令和 7 年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金不給付決定通知書（様式第 4 号）により、その旨を通知するものとする。

（事業の変更等）

第 9 条 前条第 1 項の規定により支援金の給付の決定を受けた団体（以下「受給団体」という。）は、支援金の申請内容に変更（市長が認める軽微な変更等を除く。）が生じたときは、令和 7 年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金事業変更等届（様式第 5 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 受給団体は、令和 7 年度の事業終了後、令和 8 年 3 月 31 日までに、令和 7 年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金実績報告書（第 6 号様式）により、支援金の申請後も事業を継続して実施した旨を市長に報告しなければならない。

（給付決定の取消）

第 11 条 市長は、受給団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定を取り消し、支援金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為があったとき
- (2) 支援金を給付の目的以外に使用したとき
- (3) 前条の実績報告書の提出がないとき

(4) 前各号のほか、市長が給付を行うことを不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により取消等を決定したときは、団体に対し速やかに、令和7年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金給付決定取消通知書（第7号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、給付決定を取り消した場合等において、既に、支援金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金の給付を受ける権利は、他人及び他団体に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、この支援金に関して必要があると認めたときは、受給団体に対して報告を求め、又は関係職員に実地による調査をさせることができる。

(関係書類の整備)

第14条 受給団体は、給付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱の施行に関し、その他必要な事項については、子ども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。